

令和6年度 第1回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 令和6年5月28日（火）
午後6時00分

場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の選出

4. 議 事

（1）協議事項

- ① 国保税率・税額及び課税限度額引き上げの検討について 【資料1～3】
- ② 税率改正に向けたモデルケースについて 【資料4-1.2】

（2）その他

国民健康保険税率の状況

保険税率については、平成18年3月27日の町村合併に伴い、合併協議会の協定書における国民健康保険事業の取扱事項として、「保険税率等については、現行（それぞれの町村のままの税率）のとおりに新町に引継ぎ、合併特例法に基づき5年間は不均一課税とする」として、平成22年度まで不均一課税としてきたところですが、平成23年度からこの不均一課税を解消し平成26年度まで税率改正をせず運営してきました。

平成21年度

区 分		虻 田 地 区			洞 爺 地 区		
		医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
応能割	所得割 (%)	10.30	1.90	1.10	5.70	1.90	0.54
	資産割 (%)	34.20	9.00	4.90	66.00	9.00	7.30
応益割	均等割 (円)	12,400	2,700	2,500	14,300	2,700	2,900
	平等割 (円)	23,500	4,900	3,300	21,100	4,900	2,400
賦課限度額 (円)		470,000	120,000	90,000	470,000	120,000	90,000

平成22年度

区 分		虻 田 地 区			洞 爺 地 区		
		医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
応能割	所得割 (%)	9.30	1.90	1.00	7.20	1.90	0.77
	資産割 (%)	23.40	9.00	4.90	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割 (円)	13,300	2,700	2,700	14,300	2,700	2,900
	平等割 (円)	23,500	4,900	3,300	22,300	4,900	2,800
賦課限度額 (円)		500,000	130,000	100,000	500,000	130,000	100,000

※ 軽減率を「6割・4割」から「7割・5割・2割」に変更

平成23年度（保険税率統一）平成24年度（変更なし）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割 (%)	8.70	1.90	1.00
	資産割 (%)	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割 (円)	14,300	2,700	2,900
	平等割 (円)	23,500	4,900	3,300
賦課限度額 (円)		500,000	130,000	100,000

平成25年度（賦課限度額のみ改定）平成26年度（変更なし）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割 (%)	8.70	1.90	1.00
	資産割 (%)	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割 (円)	14,300	2,700	2,900
	平等割 (円)	23,500	4,900	3,300
賦課限度額 (円)		510,000	140,000	120,000

平成27年度（税率・税額改定 賦課限度額改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	16,000	4,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		510,000	160,000	140,000



平成28年度（賦課限度額のみ改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	16,000	4,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		520,000	170,000	160,000



平成29年度（賦課限度額のみ改定） 平成30年度（変更なし）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	16,000	4,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		540,000	190,000	160,000



平成31年度・令和元年度（賦課限度額のみ改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	16,000	4,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		580,000	190,000	160,000



令和2年度（賦課限度額のみ改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	16,000	4,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		610,000	190,000	160,000



令和3年度（賦課限度額のみ改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	16,000	4,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		630,000	190,000	170,000



令和4年度（税額改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	23,000	7,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		630,000	190,000	170,000



令和5年度（賦課限度額のみ改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	23,000	7,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		650,000	200,000	170,000



令和6年度（賦課限度額のみ改定）

区 分		洞爺湖町		
		医療分	後期分	介護分
応能割	所得割（％）	8.70	2.00	1.10
	資産割（％）	23.40	9.00	4.90
応益割	均等割（円）	23,000	7,000	4,500
	平等割（円）	25,000	6,000	4,500
賦課限度額（円）		650,000	220,000	170,000

[参考] 法定限度額の推移（単位：万円）

区分	医療分	後期分	介護分	計	洞爺湖町 改定年度
H21	47	12	10	69	
H22	50	13	10	73	H22
H23	51	14	12	77	H25
H24	51	14	12	77	
H25	51	14	12	77	
H26	51	16	14	81	H27
H27	52	17	16	85	H28
H28	54	19	16	89	H29
H29	54	19	16	89	
H30	58	19	16	93	H31 R 元
R 元	61	19	16	96	R2
R2	63	19	17	99	R3
R3	63	19	17	99	
R4	65	20	17	102	R5
R5	65	22	17	104	R6
R6	65	24	17	106	R7(予定)

北海道国民健康保険運営方針の概要

第1章 基本的事項

1 策定の目的	○H30年度以降の国保制度においては、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料(税)率の決定・賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国保事業を運営する。 ○この運営方針は、道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向けて策定。
2 国保の被保険者等の役割・責務	○国保に加入している被保険者のほか、北海道国保連合会、さらに北海道医師会や北海道歯科医師会、北海道薬剤師会などが、それぞれの役割・責務のもと国保制度を国民皆保険制度の要として運営。
3 運営方針の適用及び見直し	○令和6年度から令和11年度までの6年間とし、中間年となる令和8年度までに必要に応じて見直しを行う。

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来見通し	○医療費の将来の見通しについては「北海道医療費適正化計画（第四期）」の推計方法を用いて推計。
2 財政収支の改善と均衡	○国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることから、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金等賄うことで当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要がある。
3 赤字解消・削減の取組、目標年次等	○決算において決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用が生じ、翌々年度までに解消が見込まれない市町村は、解消に向けた基本方針、目標設定、取組について道と協議を行い「赤字解消・削減計画」を策定する。適正な保険料率設定や収納率等に関する要因分析を行った上で、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む。 ○新たに赤字が発生した市町村に対しては令和12年度までに赤字を解消する計画を策定する。
4 財政安定化基金の使用	○国民健康保険事業の財政安定化のため、保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外一般会計繰入を行う必要がないよう、道が設置した財政安定化基金により、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を行う。

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

1 目指す姿	○道においては所得水準や医療費水準の地域差が非常に大きいことから、激変が生じないように調整しながら被保険者間の負担の公平化を進めていく。
2 保険料水準の統一	○全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率が道が示す全市町村統一の標準保険料率と同率とすることを「保険料水準の統一」と定義。 ○令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す。 ○保険料水準の統一に向けた課題と取組の方向性 (1)令和8年度までの資産割の廃止、(2)賦課限度額の統一、(3)市町村個別の歳入・歳出の共通化、(4)市町村間の収納率差による保険料負担差の公平化、(5)決算補填等目的の法定外繰入の解消
3 納付金の算定方法	○全道での応能割と応益割との構成割合を定める係数(所得反映係数 β)について、国基準となる北海道 β の設定や、医療費水準の反映割合(医療費指数反映係数 α)の設定について、負担の公平化と保険料設定の安定化を図る観点から令和6年度から納付金配分に医療費水準を反映させない($\alpha = 0$)こととする。

第4章 保険料(税)の徴収の適正な実施

1 目指す姿	○道では保険料水準の統一による「加入者負担の公平化」を目指しており、その達成には各市町村の収納率差による保険料負担差を公平化する必要がある。 ○道と市町村が一体となって収納事務の平準化及び収納率の向上による収納率差の縮小に資する取組を実施。
--------	---

2 収納率目標	○各市町村の収納率実態を踏まえた、被保険者規模に応じた収納率目標を設定。				
	被保険者数規模	20,000人以上	10,000人以上 20,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	5,000人未満
	目標収納率	94.9%	96.4%	97.2%	97.6%
3 収納率差による保険料負担差の公平化に向けた取組	○収納率向上に資するよう、一定の基準を定め、下記の取組を進める。 ① 実施基準に基づく滞納処分等の執行 ② 保険料（税）の納付方法として口座振替を推進 ③ 早期納付勧奨の実施 ④ 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成				

第5章 保険給付の適正な実施

1 レセプト点検の充実強化	○効率的に二次点検を実施できるよう、北海道国保連合会への一括委託を進めるほか、必要な支援に努める。
2 第三者求償の取組強化	○市町村が計画的な求償事務に取り組むことができるよう、北海道国保連合会等と連携し、助言等の支援を行う。
3 不正請求への取組強化	○保険医療機関等における不正請求防止対策を推進するため、北海道厚生局と連携を図りながら保険医療機関に対する指導等を実施。

第6章 医療費の適正化の取組

1 医療費の適正化に向けた取組	○医療費適正化に向けた取組として、下記項目に取り組む。 1. 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上 2. 保健事業実施計画の策定及び推進 3. 生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の取組 4. たばこ対策 5. 歯と口腔の健康づくり 6. 重複受診や頻回受診等に係る指導の充実 7. 適正投薬の推進 8. 後発医薬品等の使用促進 ○第4期北海道医療費適正化計画に定める取組との調和を図る。
-----------------	--

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

1 広域的・効率的運営の推進に向けた取組	○保険料（税）減免及び一部負担金減免の基準の統一化を進める。 ○事務の広域化及び効率化に資する取組として、サーバー等の機器を共同利用するクラウド構築による市町村事務処理標準システムの導入促進を図る。
----------------------	--

第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携

1 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	○国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する下記取組を進める。 1. 国保データベースシステム等情報基盤の活用 2. 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携 3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
2 他計画との整合性	○道は広域的な保険者として、運営方針と道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等と連携。

第9章 北海道の国保の健全な運営

1 北海道国保市町村連携会議の設置	○運営方針に基づき、国保制度を安定的に運営していくためには、道と市町村及び北海道国保連合会の協力と連携が大変重要であり、それぞれが適正な役割分担の下、対等な立場で協議を行う場を「北海道国民健康保険市町村連携会議」とする。
-------------------	--

国保事業費納付金等算定による標準保険料率と現行税率の比較

1 医療分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和6年度)	標準保険料率	増減 B－A	
		令和6年度 (確定係数) B	増減額	増減率
所得割率％	8.70	8.29	▲ 0.41	▲ 4.7
資産割率％	23.40		▲ 23.40	▲ 100.0
均等割額円	23,000	26,669	3,669	16.0
平等割額円	25,000	26,991	1,991	8.0
限度額円	650,000	650,000		

令和6年度の法定限度額：65万円

2 後期高齢者支援金等分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和6年度)	標準保険料率	増減 B－A	
		令和6年度 (確定係数) B	増減額	増減率
所得割率％	2.00	2.77	0.77	38.5
資産割率％	9.00		▲ 9.00	▲ 100.0
均等割額円	7,000	9,307	2,307	33.0
平等割額円	6,000	9,420	3,420	57.0
限度額円	220,000	220,000		

令和6年度の法定限度額：24万円（前年度＋2万円）

5,976（医療分、後期分）均等割の増額分

5,411（医療分、後期分）平等割の増額分

11,387 均等割＋平等割の増額分

3 介護納付金分

(単位：％、円)

	現行税率 A (令和6年度)	標準保険料率	増減 B－A	
		令和6年度 (確定係数) B	増減額	増減率
所得割率％	1.10	2.09	0.99	90.0
資産割率％	4.90		▲ 4.90	▲ 100.0
均等割額円	4,500	9,465	4,965	110.3
平等割額円	4,500	7,531	3,031	67.4
限度額円	170,000	170,000		

令和6年度の法定限度額：17万円

10,941（医療分、後期分、介護分）均等割の増額分

8,442（医療分、後期分、介護分）平等割の増額分

19,383 均等割＋平等割の増額分

資料3 参考

保険税率は、前年度中に決定しなければならない。（国保税条例の改正、議会の議決が必要）

資産割の廃止に向けては実質2年
統一保険料率に向けては実質5年

応能割、応益割の基本的な改定方針を決める。
その方針に基づき、医療分、後期高齢者支援分、介護分の割り振りを決める。

洞爺湖町国保税率の課題

- ①賦課割合が応能割に偏っている（応益割を上げる必要がある）
- ②所得割、均等割、平等割いずれも、標準税率より低い（全体的に上げる必要がある）
- ③税収が不足するため赤字が生じている

	令和6年度 (現在)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
増額	所得割(応能)						統一保険料率
減額	資産割(応能)			資産割0(廃止)			
増額	均等割(応益)						統一保険料率
増額	平等割(応益)						統一保険料率
	子ども子育て支援金	子ども子育て支援金創設(統一保険料率)					

①現行モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）40歳代～64歳 2人世帯

夫の給与収入 360万円、妻 専業主婦、資産あり
 資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）
 夫婦：40歳以上 所得：244万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	2,010,000	2,010,000	2,010,000
資産割対象額	58,121	58,121	58,121
被保険者数	2	2	2
所得割額	174,870	40,200	22,110
資産割額	13,600	5,231	2,848
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	0	0	0
平等割軽減額	0	0	0
限度超過額	0	0	0
算定額	259,470	65,431	38,458
年税額	259,400	65,400	38,400

合 計	363,200
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	2,010,000	2,010,000	2,010,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	166,629	55,677	42,009
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	0	0	0
平等割軽減額	0	0	0
限度超過額	0	0	0
算定額	246,958	83,711	68,470
年税額	246,900	83,700	68,400

合 計	399,000
-----	---------

②-①= 35,800 増額

②モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）2人世帯

7割軽減世帯：夫の給与収入 98万円以下、妻 専業主婦、資産あり

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：40歳以上 所得：43万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	0
資産割対象額	58,121	58,121	58,121
被保険者数	2	2	2
所得割額	0	0	0
資産割額	13,600	5,231	2,848
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	32,200	9,800	6,300
平等割軽減額	17,500	4,200	3,150
限度超過額	0	0	0
算定額	34,900	11,231	6,898
年税額	34,900	11,200	6,800

合	計	52,900
---	---	--------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	0
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	0	0	0
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	37,337	13,030	13,251
平等割軽減額	18,894	6,594	5,272
限度超過額	0	0	0
算定額	24,099	8,410	7,938
年税額	24,000	8,400	7,900

合	計	40,300
---	---	--------

②－①＝ **-12,600** 減額

③モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）2人世帯

5割軽減世帯：夫の給与収入 157万円以下、妻 専業主婦、資産あり

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：40歳以上 所得：102万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	590,000
資産割対象額	58,121	58,121	58,121
被保険者数	2	2	2
所得割額	51,330	11,800	6,490
資産割額	13,600	5,231	2,848
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	23,000	7,000	4,500
平等割軽減額	12,500	3,000	2,250
限度超過額	0	0	0
算定額	100,430	27,031	16,088
年税額	100,400	27,000	16,000

合 計	143,400
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	590,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	51,330	11,800	6,490
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	26,669	9,307	9,465
平等割軽減額	13,496	4,710	3,766
限度超過額	0	0	0
算定額	91,495	25,817	19,721
年税額	91,400	25,800	19,700

合 計	136,900
-----	---------

②－①＝ **-6,500** 減額

④モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）2人世帯

2割軽減世帯：夫の給与収入 228.7万円以下、妻 専業主婦、資産あり

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：40歳以上 所得：152万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	1,090,000
資産割対象額	58,121	58,121	58,121
被保険者数	2	2	2
所得割額	94,830	21,800	11,990
資産割額	13,600	5,231	2,848
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	9,200	2,800	1,800
平等割軽減額	5,000	1,200	900
限度超過額	0	0	0
算定額	165,230	43,031	25,638
年税額	165,200	43,000	25,600

合	計	233,800
---	---	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	1,090,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	94,830	21,800	11,990
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	10,668	3,723	3,786
平等割軽減額	5,398	1,884	1,506
限度超過額	0	0	0
算定額	159,093	44,227	33,159
年税額	159,000	44,200	33,100

合	計	236,300
---	---	---------

②－①＝ 2,500 増額

⑤モデルケース：夫婦（夫の年金収入のみ）2人世帯

7割軽減世帯：夫の年金収入 153万円以下、妻 専業主婦、資産あり

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：65歳以上 所得：43万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	
資産割対象額	58,121	58,121	
被保険者数	2	2	
所得割額	0	0	
資産割額	13,600	5,231	
均等割額	46,000	14,000	
平等割額	25,000	6,000	
均等割軽減額	32,200	9,800	
平等割軽減額	17,500	4,200	
限度超過額	0	0	
算定額	34,900	11,231	
年税額	34,900	11,200	

合	計	46,100
---	---	--------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	0	0	
資産割額	0	0	
均等割額	53,338	18,614	
平等割額	26,991	9,420	
均等割軽減額	37,337	13,030	
平等割軽減額	18,894	6,594	
限度超過額	0	0	
算定額	24,099	8,410	
年税額	24,000	8,400	

合	計	32,400
---	---	--------

②－①＝ **-13,700** 減額

⑥モデルケース：夫婦（夫の年金収入のみ）2人世帯

5割軽減世帯：夫の年金収入 212万円以下、妻 専業主婦、資産あり

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：65歳以上 所得：102万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	
資産割対象額	58,121	58,121	
被保険者数	2	2	
所得割額	51,330	11,800	
資産割額	13,600	5,231	
均等割額	46,000	14,000	
平等割額	25,000	6,000	
均等割軽減額	23,000	7,000	
平等割軽減額	12,500	3,000	
限度超過額	0	0	
算定額	100,430	27,031	
年税額	100,400	27,000	

合 計	127,400
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	51,330	11,800	
資産割額	0	0	
均等割額	53,338	18,614	
平等割額	26,991	9,420	
均等割軽減額	26,669	9,307	
平等割軽減額	13,496	4,710	
限度超過額	0	0	
算定額	91,495	25,817	
年税額	91,400	25,800	

合 計	117,200
-----	---------

②－①＝ **-10,200** 減額

⑦モデルケース：夫婦（夫の年金収入のみ）2人世帯

2割軽減世帯：夫の年金収入 262万円以下、妻 専業主婦、資産あり

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：65歳以上 所得：152万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	
資産割対象額	58,121	58,121	
被保険者数	2	2	
所得割額	94,830	21,800	
資産割額	13,600	5,231	
均等割額	46,000	14,000	
平等割額	25,000	6,000	
均等割軽減額	9,200	2,800	
平等割軽減額	5,000	1,200	
限度超過額	0	0	
算定額	165,230	43,031	
年税額	165,200	43,000	

合 計	208,200
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	94,830	21,800	
資産割額	0	0	
均等割額	53,338	18,614	
平等割額	26,991	9,420	
均等割軽減額	10,668	3,723	
平等割軽減額	5,398	1,884	
限度超過額	0	0	
算定額	159,093	44,227	
年税額	159,000	44,200	

合 計	203,200
-----	---------

②－①＝ **-5,000** 減額

A. 現行モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）40歳代～64歳 2人世帯

夫の給与収入 360万円、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：40歳以上 所得：244万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	2,010,000	2,010,000	2,010,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	174,870	40,200	22,110
資産割額	0	0	0
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	0	0	0
平等割軽減額	0	0	0
限度超過額	0	0	0
算定額	245,870	60,200	35,610
年税額	245,800	60,200	35,600

合 計	341,600
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	2,010,000	2,010,000	2,010,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	166,629	55,677	42,009
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	0	0	0
平等割軽減額	0	0	0
限度超過額	0	0	0
算定額	246,958	83,711	68,470
年税額	246,900	83,700	68,400

合 計	399,000
-----	---------

②－①＝ 57,400 増額

B. モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）2人世帯

7割軽減世帯：夫の給与収入 98万円以下、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）＝

夫婦：40歳以上 所得：43万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	0
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	0	0	0
資産割額	0	0	0
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	32,200	9,800	6,300
平等割軽減額	17,500	4,200	3,150
限度超過額	0	0	0
算定額	21,300	6,000	4,050
年税額	21,300	6,000	4,000

合	計	31,300
---	---	--------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	0
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	0	0	0
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	37,337	13,030	13,251
平等割軽減額	18,894	6,594	5,272
限度超過額	0	0	0
算定額	24,099	8,410	7,938
年税額	24,000	8,400	7,900

合	計	40,300
---	---	--------

②－①＝ 9,000 増額

C. モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）2人世帯

5割軽減世帯：夫の給与収入 157万円以下、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）＝

夫婦：40歳以上 所得：102万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	590,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	51,330	11,800	6,490
資産割額	0	0	0
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	23,000	7,000	4,500
平等割軽減額	12,500	3,000	2,250
限度超過額	0	0	0
算定額	86,830	21,800	13,240
年税額	86,800	21,800	13,200

合	計	121,800
---	---	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	590,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	51,330	11,800	6,490
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	26,669	9,307	9,465
平等割軽減額	13,496	4,710	3,766
限度超過額	0	0	0
算定額	91,495	25,817	19,721
年税額	91,400	25,800	19,700

合	計	136,900
---	---	---------

②－①＝ 15,100 増額

D. モデルケース：夫婦（夫の給与収入のみ）2人世帯

2割軽減世帯：夫の給与収入 228.7万円以下、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）＝

夫婦：40歳以上 所得：152万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	1,090,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	94,830	21,800	11,990
資産割額	0	0	0
均等割額	46,000	14,000	9,000
平等割額	25,000	6,000	4,500
均等割軽減額	9,200	2,800	1,800
平等割軽減額	5,000	1,200	900
限度超過額	0	0	0
算定額	151,630	37,800	22,790
年税額	151,600	37,800	22,700

合 計	212,100
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	1,090,000
資産割対象額	0	0	0
被保険者数	2	2	2
所得割額	94,830	21,800	11,990
資産割額	0	0	0
均等割額	53,338	18,614	18,930
平等割額	26,991	9,420	7,531
均等割軽減額	10,668	3,723	3,786
平等割軽減額	5,398	1,884	1,506
限度超過額	0	0	0
算定額	159,093	44,227	33,159
年税額	159,000	44,200	33,100

合 計	236,300
-----	---------

②－①＝ 24,200 増額

E. モデルケース：夫婦（夫の年金収入のみ）2人世帯

7割軽減世帯：夫の年金収入 153万円以下、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）＝

夫婦：65歳以上 所得：43万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	0	0	
資産割額	0	0	
均等割額	46,000	8,000	
平等割額	25,000	6,000	
均等割軽減額	32,200	5,600	
平等割軽減額	17,500	4,200	
限度超過額	0	0	
算定額	21,300	4,200	
年税額	21,300	4,200	

合	計	25,500
---	---	--------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	0	0	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	0	0	
資産割額	0	0	
均等割額	53,338	18,614	
平等割額	26,991	9,420	
均等割軽減額	37,337	13,030	
平等割軽減額	18,894	6,594	
限度超過額	0	0	
算定額	24,099	8,410	
年税額	24,000	8,400	

合	計	32,400
---	---	--------

②－①＝ 6,900 増額

F. モデルケース：夫婦（夫の年金収入のみ）2人世帯

5割軽減世帯：夫の年金収入 212万円以下、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）－

夫婦：65歳以上 所得：102万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	51,330	11,800	
資産割額	0	0	
均等割額	46,000	14,000	
平等割額	25,000	6,000	
均等割軽減額	23,000	7,000	
平等割軽減額	12,500	3,000	
限度超過額	0	0	
算定額	86,830	21,800	
年税額	86,800	21,800	

合 計	108,600
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	590,000	590,000	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	51,330	11,800	
資産割額	0	0	
均等割額	53,338	18,614	
平等割額	26,991	9,420	
均等割軽減額	26,669	9,307	
平等割軽減額	13,496	4,710	
限度超過額	0	0	
算定額	91,495	25,817	
年税額	91,400	25,800	

合 計	117,200
-----	---------

②－①＝ 8,600 増額

G. モデルケース：夫婦（夫の年金収入のみ）2人世帯

2割軽減世帯：夫の年金収入 262万円以下、妻 専業主婦、資産なし

資産割対象額：令和6年度平均（基礎額/賦課世帯数）

夫婦：65歳以上 所得：152万円

① 現行

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	94,830	21,800	
資産割額	0	0	
均等割額	46,000	14,000	
平等割額	25,000	6,000	
均等割軽減額	9,200	2,800	
平等割軽減額	5,000	1,200	
限度超過額	0	0	
算定額	151,630	37,800	
年税額	151,600	37,800	

合 計	189,400
-----	---------

② 令和6年度標準税額にした場合

	医療分	支援分	介護分
所得割対象額	1,090,000	1,090,000	
資産割対象額	0	0	
被保険者数	2	2	
所得割額	94,830	21,800	
資産割額	0	0	
均等割額	53,338	18,614	
平等割額	26,991	9,420	
均等割軽減額	10,668	3,723	
平等割軽減額	5,398	1,884	
限度超過額	0	0	
算定額	159,093	44,227	
年税額	159,000	44,200	

合 計	203,200
-----	---------

②－①＝ 13,800 増額